

公示催告申立てに必要な書類について

(約束手形・小切手の場合)

徳島簡易裁判所 (令和5年10月)

1 申立書

下記5の証券目録を、申立書の「別紙」として使用する書式になっています。

2 証券の内容及び申立権を証明する書面

(1) 約束手形の場合…約束手形振出証明書 (振出人が作成する書面になります。)

※ 裏書がある場合は、裏書人による裏書譲渡証明書も必要になります。

(2) 小切手の場合…小切手振出証明書

※ 小切手を振出人から直接受け取っていない場合は譲渡証明書も必要になります。

3 証券の喪失を証明する書面

(1) 盗難・遺失等届出受理証明書又は受付票 (警察署発行のもの)

※ 証明書又は受付票の発行がなければ、(2)の陳述書にその旨記載してください。

(2) 陳述書 (喪失の状況報告書)

※ 具体的な事情を記載してください。

4 申立人の資格等を証明する書面 (申立人が法人の場合) …商業登記事項証明書

5 官報掲載目録

証券目録…上記2の証明書をもとに作成し、1部は、申立書の「別紙」として使用し、これとは別に6部 (コピー可) 提出してください。

6 費用

(1) 申立手数料 収入印紙 1,000円

(2) 郵便切手 合計 2,352円

(内訳: 500円切手2枚、350円切手2枚、120円切手2枚、100円切手1枚、84円切手3枚、10円切手6枚)

(3) 予納金 (官報公告掲載料)

・ 証券の内容・枚数などによって金額は異なります (定型用紙1枚に収まる場合には、手形の場合、20,914円、小切手の場合、17,390円となります。)

・ 予納の方法や金額については、受付後に、担当係から連絡します。

ご不明な点は事前に、下記の担当係あて連絡してください。

〒 770-8528 徳島市徳島町1丁目5番地1 徳島簡易裁判所 公示催告係
電話番号: 088-603-0150
ファクス: 088-652-3239